

西粟倉村財務会計システム構築業務  
基本仕様書

令和4年1月  
西粟倉村

# 目次

1	基本事項	4
1.1	業務名称	4
1.2	本仕様書の位置づけ	4
1.3	背景及び目的	4
1.4	基本方針	4
1.5	調達対象業務	5
1.5.1	財務会計	5
1.5.2	起債管理	5
1.6	スケジュール	5
1.7	契約方法	6
1.8	業務委託内容	6
1.9	個人情報等の保護	7
1.10	成果物	7
2	システム要件	8
2.1	システム全体	8
2.2	サーバ等ハードウェア要件	9
2.3	クライアント等ハードウェア要件	9
2.4	ライセンス要件	10
2.5	データセンター及びネットワーク要件	11
3	システム開発	12
4	データ移行要件	12
5	運用・保守要件	13
6	サービス要件	14
6.1	運用保守管理・調整	14
6.2	障害対応・障害管理	14
7	アプリケーション保守要件	15

7.1	ソフトウェア	15
7.2	法改正規則等変更業務	15
8	特記事項	15
8.1	再委託	15
8.2	次期システムの更新に伴う業務引継に関する事項	16

# 1 基本事項

## 1.1 業務名称

西粟倉村財務会計システム構築業務(以下、「本業務」という。)

## 1.2 本仕様書の位置づけ

西粟倉村財務会計システム構築業務仕様書(以下「仕様書」という。)は、西粟倉村(以下「本村」という。)が、財務会計・起債管理等の内部事務を円滑に遂行するために使用する情報システムの整備に関する業務において、その範囲と内容、提案する事業者(以下「受託事業者」という。)に要求する水準および果たすべき役割を規定するものである。

## 1.3 背景及び目的

現在、本村では国の推進する基幹システムのガバメントクラウド移行への対応と併せて内部システムについても見直しを行っており、その一環として財務会計および起債管理システムの更新を行うこととした。このことにより財務会計システムの利便性を向上し、事務効率改善・職員負担軽減を図るものである。

今回導入するシステム(以下「新システム」という。)は、最新の Web 型パッケージシステムとし、クラウドサービスとして提供される形態とする。原則ノンカスタマイズとしたパッケージシステムの導入を前提に業務最適化を図り、長期に渡る IT コスト削減と安定的なシステム運営を実現していく。

また、国ではデジタル社会の実現に向けた改革として、デジタル庁の設置やガバメントクラウドの整備等を進めており、自治体に対しても「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が示されている。重点事項として「AI・RPA の利用促進」「テレワークの推進」等の内部事務に関する取り組みも計画されており、今回その一環として電子決裁機能についての将来拡張性も検討する。これらに際して各社より総合的な提案を受けるものとし、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。

## 1.4 基本方針

1. 今回の調達対象業務だけではなく、将来的に DX 対応を含めた総合的な内部情報システムとして拡張可能な、庁内事務の効率化を実現するシステムを選定する。

2. 標準化された技術 (地域情報プラットフォーム、中間標準レイアウト対応) 等を活用することにより、経費の節減を図る。
3. 法制度改正等に速やかに対応できるシステムを選定し、保守費用や職員負担の軽減を目指す。
4. 長期間のサポートが可能なソフトウェアを活用し、システムのライフサイクルコストの削減を目指す。
5. データ移行に関しては、本村から提供する現行システムのデータを新システムへ不足が無いように移行する。
6. 導入するシステムは、稼働実績のあるパッケージシステムのノンカスタマイズ導入を原則とし、業務フローの標準化を図る。
7. 新システムは、個人情報等のセキュリティ面や EUC を十分考慮したシステムであること。

## 1.5 調達対象業務

### 1.5.1 財務会計

次の機能を有すること。

- 運用管理、予算編成、歳入執行、歳出執行、会計処理、起債管理、決算書、決算統計

なお、詳細については、「システム機能要件確認書」による。

### 1.5.2 起債管理

次の機能を有すること。

- 運用管理、台帳管理、コードメンテナンス、決算統計、帳票作成

なお、詳細については、「システム機能要件確認書」による。

## 1.6 スケジュール

- 予定業務年度  
令和4年度
- 想定スケジュール
  - 令和4年3月：事業者選定

- 令和4年4月：契約締結、新システム構築開始
- 令和4年11月：予算編成機能の稼働
- 令和5年4月：システム本稼働

## 1.7 契約方法

本業務の導入に係る契約は、今回の公募型プロポーザルの結果に基づき、本村と受託事業者の業務委託契約、又は本村と受託事業者及びリース会社を含めた3者での賃貸借契約として締結する。新システム稼働後の運用・保守に係る契約は本村と受託事業者にて年度ごとに利用料および業務委託契約として締結する。いずれについても、その詳細については受託事業者と協議により決定する。

## 1.8 業務委託内容

### 1. システムの設計から導入まで

- (a) 現在の業務の流れを鑑みながら、本村の今後の業務を考慮したシステムを構築するものとする。
- (b) 仕様書の内容に基づき、本村に最適なシステムの設計・開発・検証を行うこと。
- (c) システムの導入を実施する。サーバ等のハードウェア(ミドルウェア)が必要な場合は、それらを含めて導入すること。

### 2. 操作研修

円滑なシステム稼働を行うため、職員を対象とした操作研修を実施することとする。

### 3. データ移行

現行システムからのデータ移行を行うこと。詳細は「4 データ移行要件」を参照のこと。

### 4. 保守・運用支援

円滑な業務遂行のため、システムの保守・運用支援を行うこと。詳細は「5 保守・運用要件」、「6 サービス要件」及び「7 アプリケーション保守要件」を参照のこと。

## 1.9 個人情報等の保護

委託業務の実施における個人情報の取扱いについては、本村のセキュリティポリシーを遵守すること。個人情報保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

## 1.10 成果物

1. システム一式
  - (a) パッケージシステム
  - (b) 必要とされるハードウェア、ミドルウェア
2. プロジェクト管理に関する納品物
  - (a) プロジェクト体制図
  - (b) マスタースケジュール
  - (c) 全体進捗状況報告書
  - (d) システム別詳細スケジュール
  - (e) 基本設計書
    - 要件一覧
    - 業務概要
    - 業務フロー
    - 帳票・伝票レイアウト
    - 区分・コード設計書
  - (f) 打合せ議事録
3. 操作研修に関する納品物
  - (a) 操作研修用テキスト
4. その他
  - (a) 検討課題表

注：納品物のドキュメントについては、各工程の終了時に納品を行うこと。

## 2 システム要件

### 2.1 システム全体

1. 提供されるパッケージシステムを原則ノンカスタマイズで利用するが、本村における必須機能要件がパッケージ機能に搭載されていない場合はカスタマイズについても考慮する。
2. 複数の納入実績がある開発元が構築したパッケージシステムであること。(全国での導入実績 5 件以上、かつ、本村と同等規模 (人口 5,000 人未満) 自治体への導入実績 1 件以上)。
3. 自治体間で業務に差異が想定される内容についても、パラメータによる制御等により、原則的にカスタマイズを行わずに運用することができること。
4. ハードウェアとソフトウェアの個別調達などシステム調達の自由度を確保するため、クライアントには、専用のソフトウェアのインストールや特別な環境設定をすることなく使用できること。
5. システムは 24 時間 365 日稼働可能であること。ただし、事前計画によるシステムメンテナンス日を除く。
6. 統合的なシステムとして各システム間の有機的な相互連携を実現すること。
7. 将来的に導入業務を拡大した場合、各業務共通で使用するデータは一元管理でき、かつ統一したコード体系を有し、各業務間のデータ連携が可能なこと。
8. 出力帳票は、A4 版出力を基本とし、出力前にプレビュー表示ができること。また、稼働後の軽微な帳票修正に対して、費用を発生させない仕組みを有すること。
9. 容易な操作により事務が執行でき、各業務においてデータベース上に蓄積された情報については、特別な知識がなくとも、情報の検索や表計算ソフト等に加工ができる状態で抽出ができる仕組みを有すること。抽出条件等を指定することによって、その条件に合致したデータ・ファイルを検索し、汎用的なファイル形式で出力できること。
10. 今後のシステム利用職員および端末台数の増加等についても対応できるリソースを有すること。また、電子決裁の保存文書や自治体 DX への対応も拡張なく対応できるリソースをあらかじめ確保して提供すること。
11. システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ミドルウェアは可能な限り標準化されたものとし、日本語によるサポートが可能であること。

12. ハードウェアおよびソフトウェアについて、利用状況、例外処理および情報セキュリティ事象のログを取得し、障害発生時における追跡可能性を確保すること。
13. 業務上必要となる外郭団体、指定金融機関等との連携用データ抽出機能または連携機能を用意すること。
14. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に対応しており、権限付与等のセキュリティ配慮がされていること。

## 2.2 サーバ等ハードウェア要件

1. 導入後のデータ量増加等を想定し、十分なレスポンスと容量を確保できるリソースを提供すること。また、ネットワークを考慮し重要システム等に影響がない構成にて提供すること。
2. 業務が稼働するサーバ装置が故障した場合でも、業務継続ができるよう可用性を確保した構成とすること。
3. 日次処理、決算処理等の一括バッチ処理において、操作クライアントのレスポンスに影響が出ない性能、構成であること。
4. 指定するライセンス数および稼働台数が快適なレスポンスで利用できることを前提に必要な機器を調達し、将来的にも追加費用が発生しないように今回の見積りに全て含めること。
5. 契約期間中のデータ量、処理量の増加を考慮した機器構成とし、運用中にデータ保存領域および処理能力が不足するものについては、途中でリソースを追加することで問題の解決が図れるような拡張性のある構成とすること。

## 2.3 クライアント等ハードウェア要件

1. 本村で保有するクライアント・プリンタの利用を前提とし、複数メーカーの複数機種に対応できること。
2. クライアント情報  
現在稼働中のクライアント端末の機種名、台数、スペックは表 1 のとおり。
3. ソフトウェア  
既存クライアントの OS である Microsoft Windows 10 への対応はもちろん、今後新

表1 現在稼働中のクライアント端末の機種名、台数、スペック

クライアント	台数	スペック
HP 600G4PD SFF i38100	22 台	CPU Core i-3(3.6GHz), MEM 8.00GB, HDD 500GB
HP G7 Notebook PC	25 台	CPU Core i-5(1.6GHz), MEM 8.00GB, HDD 500GB
NEC VersaPro VF VJT16/F-9	16 台	CPU Core i-5(1.6GHz), MEM 8.00GB, HDD 500GB
NEC Mate MK33ML-M	7 台	CPU Core i-5(3.3GHz), MEM 4.00GB, HDD 500GB
計	70 台	

しく発売されるクライアント OS にも対応できること。また、Web ブラウザを利用するシステムの場合は、主要なブラウザ (Edge, Chrome, Firefox など) のいずれかで利用できることとし、ブラウザのバージョンアップにも対応すること。

#### 4. プリンタ

新システムで利用するプリンタは表 2 に記載する既存プリンタとする。現在、プリンタは内部情報系ネットワーク上に設置されており、クライアントごとに出力できるプリンタを設定している。

表2 既存プリンタの機種名、台数

プリンタ	台数	備考
Riso Orphis GD7330	1 台	
Riso Orphis Ex7220	1 台	
FujiXerox DocuCentre IV-C3375	1 台	
FujiXerox DocuPoint 3100	1 台	
計	4 台	

## 2.4 ライセンス要件

利用する職員数及びクライアント数は以下の数量を想定している。パッケージやアプリケーション等のソフトウェアについては必要となるライセンス数を準備すること。

- 利用職員数：60 名程度
- 稼働クライアント数：70 台程度

## 2.5 データセンター及びネットワーク要件

### 1. データセンター

新システムを、受託事業者が用意するデータセンターに設置されたサーバを使用するクラウド型サービスで提案する場合は、機密性の高い情報を取り扱うため、次の要件を満たしていること。セキュリティに関し、懸案事項が生じた場合は、解決に向け双方協力し対応すること。

- (a) データセンターの設置場所は日本国内とし、日本国法の適用を受けること。
- (b) 良質なサービスを提供するための設備と機能を備え、運用管理が適切に実施されること。
- (c) 地震、風水害及び落雷等の自然災害による被害の少ない場所に設置されていること。
- (d) データセンター専用の建物であること。
- (e) 震度7クラスの地震に耐える耐震または免震構造であること。
- (f) 直撃雷対策を行っていること。
- (g) 誘導雷対策を行っていること。
- (h) 停電時にシステムを運用するために十分な電源容量をもつ非常用電源(自家発電機)を有していること。
- (i) 停電が発生した場合でも継続して稼働することができること。
- (j) 自動消火設備を有していること。
- (k) 消火設備については、有事の際でもデータを消失することがないようにガス系消火設備であること。
- (l) 火災の予兆を検知できるシステムが設置されていること。
- (m) 24時間365日サービスを利用することができること。ただし、保守作業に伴う計画停電や緊急対応を要する障害対応時間を除く。
- (n) コンピュータ専用で十分な空調設備を有していること。
- (o) 入退室記録を管理し、その管理情報を3年間以上保存していること。
- (p) 24時間365日監視カメラが稼働していること。
- (q) 個人を認証するシステムを導入していること。
- (r) 人の出入り、防犯設備、電源設備等を監視する設備を有していること。

### 2. ネットワーク

本村とデータセンターを接続する回線は、専用線、情報ハイウェイ、LGWAN回

線のいずれかを用いることとし、それらにかかる初期費用や回線利用料など全ての費用を本提案に含めること。接続回線もしくはネットワークに起因する問題が発生した場合、障害を解消するために必要な対応(設備の追加を含む)を実施すること。また、その費用を本提案に含めること。

### 3 システム開発

#### 1. 開発場所

開発作業は、構築事業者内での作業とする。ただし、個人情報の取扱については本村の定める規約を遵守するものとする。

また、導入作業等で本村での作業を実施する場合は、作業スケジュール等を本村と協議すること。

#### 2. 開発体制

プロジェクトマネージャを業務責任者とする体制とすること。また、プロジェクトマネージャ、担当技術者を明確に記載した体制図を提出すること。

#### 3. 打合せ

打合せ、会議などは、本村の施設内で実施するものとする。その際の会場は本村が準備する。ただし、業務に影響のない場合は web 会議での実施も可とする。打合せに使用する資料等は、基本的に構築事業者が作成すること。また、打合せ後に議事録を構築事業者が作成し、本村の承認を得ること。

#### 4. プロジェクト管理

プロジェクトマネージャが責任をもって進捗管理、品質管理等を行うこと。問題解決、情報共有、状況把握を目的とした会議を必要に応じて適宜実施すること。

### 4 データ移行要件

#### 1. 総則

データ移行に必要な作業については、現行システムからのデータ抽出は本村にて手配する。原則として、新システム稼働に必要なデータは全て現行システムから移行するが、技術的な理由で移行困難なものがある場合は、本村と協議を行うこと。

なお、移行データの確認やデータ移行後のシステム検証等の作業については、本村職員の負担を軽減できるよう配慮すること。また、実施した作業の結果について

評価及び報告を行うこと。

## 2. 移行対象データ

### (a) 財務会計

- 基本情報 (職員情報、機構情報)
- 各種マスタ情報 (予算科目、債権債務者、口座情報等)
- 令和4年度予算編成情報

### (b) 起債管理

- 起債台帳 (台帳管理、償還明細)

## 3. データ移行作業場所

データ移行作業は、本村庁舎内もしくは事前申請に基づき本村が認める作業場所に限定し許可する。データの授受運搬については、施錠可能な専用ケースを使用すること。

データ移行作業を実施するにあたり、データの一時保管については、入退室管理が可能な保管室または施錠可能な保管庫等で適正に管理すること。

本村庁舎以外で移行用データを取り扱う場所は、ISMS/ISO27001 認証取得した受託事業者の施設またはシステムが稼働するデータセンター及びその付帯施設とする。

## 4. データ移行リハーサル

作業手順、作業時間、トラブル時の復旧手順を確認するために移行リハーサルを実施すること。

# 5 運用・保守要件

## 1. 運用時間

運用・保守の対応時間帯は、平日の8時30分から17時15分までとする。ただし、緊急時や繁忙期はこの限りではない。

## 2. 障害時連絡体制

障害時連絡体制の対応時間帯を、前記の運用・保守時間帯とし、障害発生時等の連絡を円滑に行うための連絡体制を明確にすること (人員構成、連絡方法、緊急連絡先、連絡ルートなど)。

## 3. リモート保守

リモート接続による遠隔保守を認める。ただし、本村と接続する回線は、専用

線、情報ハイウェイ、LGWAN 回線のいずれかを用いることとし、それらに係る初期費用や回線利用料など全ての費用は本提案に含めること。

#### 4. ハードウェア保守

本提案で導入する機器には5年間のメーカーによるハードウェア保守費用を含めること。6年目以降の保守延長が可能であることが望ましいが、その可否や費用については別途協議する。なお、保守条件は次のとおりである。

- 保守サービス時間：平日 8:30 から 19:30  
ただし、本村が希望すれば上記時間帯以外でも対応が可能なこと (有償対応)
- 保守形態：訪問修理 (技術料、部品費、配送費を含む)  
UPS を導入する場合はバッテリー交換費用も含む。
- 定期点検：不要

## 6 サービス要件

### 6.1 運用保守管理・調整

運用・保守対象の情報システムの円滑な稼働を確保するために、日次・月次・年次の作業計画の管理を行うこと。必要に応じてシステム間の調整やサービスの変更受付を行うこと。

### 6.2 障害対応・障害管理

1. 本システムを利用するうえで発生する各種の事象について、正常か否か分別を行うこと。
2. 障害時不具合の原因切り分けが困難な場合は受託事業者が納入した否かに関わらず、その原因の究明に協力すること。
3. 障害発生後、即時に切り分けに着手し、障害だと検知した場合は、関連情報を収集し、内容を分析し報告すること。
4. 全ての障害は、迅速に復旧作業を実施すること。復旧後、障害を解消するための対応策について検討しとりまとめ、本村の承認を得た上で実施すること。
5. 障害の原因、復旧作業、再発の防止策などを担当職員並びにシステム管理責任者に報告すること。報告には次の内容を含めるとともに、その他必要と考えられる項目についても含めること。

- (a) 発生状況 (発生時期、回復時間、故障時間、影響拠点、障害概要)
- (b) 障害対応状況 (故障原因、故障機器、対処内容、現在の状況)
- (c) 障害の原因とその対応策
- (d) 再発防止策

## 7 アプリケーション保守要件

### 7.1 ソフトウェア

新システムで利用する OS やミドルウェアについて、特に本村から特定のものは規定しないが、デファクトスタンダードかつ性能・品質要件を満たす最適なものを選択し、本村が希望する限り新システムを継続的に利用できるよう、受託事業者は必要に応じて OS 及びミドルウェア等のソフトウェアのバージョンアップを行うこと。

### 7.2 法改正規則等変更業務

法改正規則等変更業務については追加費用なく、法施行日または適用日時点で対応できること。ただし、制度新設や大規模法改正または補助金対象の改正対応費用については別途本村と協議する。

法改正規則等変更のために行う業務アプリケーションの追加変更においては、業務システム及びシステム基盤に関する設計、修正、テスト、導入等の作業を行うこと。なお、必要に応じてドキュメント、マニュアル等の更新作業も行うこと。決算統計などの毎年の制度改正については、本村が催促しなくても、制度改正の概要とシステムの対応方針が事前に通知され、本村の担当職員が余裕をもって処理できるよう迅速な改正対応を行うこと。

## 8 特記事項

### 8.1 再委託

1. 受託事業者は、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下、「再委託」という。)を原則として禁止するものとする。ただし、受託事業者が本調達の一分について、再委託の相手方の称号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託相手方に係る業務の履行能力等について事前に本村の承認を受けた場合はこの限りではない。なお、日本国外への再委託はセキュ

リティの観点から禁止する。

2. 再委託を行う場合は受託事業者が再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。

## 8.2 次期システムの更新に伴う業務引継に関する事項

本契約の満了または解除により、次期システムへの更新を図る等の場合、本村が円滑にシステムの移行業務を遂行できるよう誠意をもって対応すること。